

## 平成26年西東京市教育委員会第1回定例会会議録

- 1 日 時 平成26年1月28日（火）  
開会 午後2時04分 閉会 午後3時39分
- 2 場 所 防災センター6階 講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委 員 長 竹 尾 格  
委員長職務代理者 宮 田 清 藏  
委 員 森 本 寛 子  
委 員 高 橋 ますみ  
委 員 米 森 修 一  
教 育 長 江 藤 巧
- 5 出席職員 教 育 部 長 櫻 井 勉  
教育部特命担当部長 飯 島 享  
教育部副参与兼教育企画課長 坂 本 眞 実  
学 校 運 営 課 長 宮 坂 哲 史  
教 育 指 導 課 長 清 水 一 臣  
統 括 指 導 主 事 内 田 辰 彦  
指 導 主 事 宮 本 尚 登  
指 導 主 事 蜂 須 賀 勲  
教 育 支 援 課 長 渡 部 昭 司  
社 会 教 育 課 長 山 本 一 彦  
公 民 館 長 田 中 政 治  
教 育 部 主 幹（公民館） 大 平 晋 助  
図 書 館 長 奈 良 登 喜 江
- 6 事務局 教育企画課課長補佐 早 川 礼 成  
教育企画課企画調整係長 倉 本 直 子
- 7 傍聴人 5人

## 平成26年西東京市教育委員会第1回定例会議事日程

日 時 平成26年1月28日（火） 午後2時から  
場 所 防災センター6階 講座室2

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第1号 西東京市立学校職員服務規程の一部改正について
- 第 3 議案第2号 西東京市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例（申出）
- 第 4 議案第3号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について
- 第 5 議案第4号 西東京市立学校長及び副校長に関する措置等について
- 第 6 議案第5号 平成26年度使用西東京市立中学校特別支援学級教科用図書の採択の一部変更についての専決処分について
- 第 7 請願第1号 漫画本「はだしのゲン」の教育現場からの撤去を求める陳情
- 第 8 請願第2号 「はだしのゲン」の自由閲覧の維持を求める請願書
- 第 9 請願第3号 『はだしのゲン』の自由閲覧を維持することを求める請願書
- 第10 報告事項
  - (1) 平成25年西東京市議会第4回（12月）定例会報告（教育関係）
  - (2) 東京都教育委員会職員表彰について
  - (3) 児童生徒数・学級数の状況について
  - (4) 給食費の見直しについて（意見）
  - (5) 西東京市公立学校職員に関する処分について
  - (6) 平成25年度成人式実施報告
- 第11 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成26年第 1 回定例会  
( 1 月 28 日 )

午 後 2 時 04 分 開 会

議事の経過

○竹尾委員長 ただいまから平成26年西東京市教育委員会第1回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は高橋委員にお願いいたします。

---

○竹尾委員長 次に、秘密会にて取り扱いの議題を決定したいと存じます。

日程第5 議案第4号 西東京市立学校長及び副校長に関する措置等について及び日程第10 報告事項(5) 西東京市公立学校職員に関する処分については、個人情報に関する案件であることから、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして会議を秘密会として、日程第11 その他の後に開催したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○竹尾委員長 どうもありがとうございます。御異議ないようですので、ただいまの案件につきましては秘密会にて取り扱うことに決定いたしました。

---

○竹尾委員長 日程第2 議案第1号 西東京市立学校職員服務規程の一部改正について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○江藤教育長 議案第1号 西東京市立学校職員服務規程の一部改正について、の提案理由を説明申し上げます。

職場におけるパワー・ハラスメントの防止に関する規定を設ける必要があるため、規程の一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては事務局より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○清水教育指導課長 私からは、西東京市立学校職員服務規程の一部改正について、教育長に補足して御説明申し上げます。

西東京市では、職場におけるハラスメントの防止に関する要綱を制定しております。学校においても市職員と同様に学校職員を対象とする職場のパワー・ハラスメントの防止に関する規定を設ける必要があるため、規程の一部を改正するものです。

改正の内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書を1枚おめくりください。西東京市立学校職員服務規程新旧対照表を御覧ください。

現行では、第9条の見出しが「セクシャル・ハラスメントの禁止」となっておりますが、改正案では、「セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの禁止」となります。

また、同条については、第2項として、「職員は、職務上の地位その他の職場内における優位性を背景に、他の職員又はその職場において職務に従事する者に対し、本来業務の適正な範囲を超えて、人格、尊厳等を侵害する言動を行ってはならない」という文言を追加いたします。

さらに、附則として、「この訓令は、平成26年2月1日から施行する」という文言を追加いたします。

以上が改正内容でございます。

説明を以上とさせていただきます。

○竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論なしと認めます。

これより議案第1号 西東京市立学校職員服務規程の一部改正について、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

○竹尾委員長 日程第3 議案第2号 西東京市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例（申出）、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○江藤教育長 議案第2号 西東京市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例（申出）、の提案理由を説明申し上げます。

本議案につきましては、本年4月1日に施行される地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）による社会教育法の一部が改正されることに伴い、規定を整備する必要が生じたことにより、市長に申し出る必要があるため、本定例会に提案するものでございます。

詳細につきましては事務局より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○山本教育部副参与兼社会教育課長 議案第2号 西東京市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例（申出）について、教育長に補足して御説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が平成25年6月14日に公布され、その中で社会教育法が一部改正されております。

改正内容は、施行日を平成26年4月1日とし、社会教育法で定める社会教育委員の委嘱に当たっての基準について、文部科学省令で定める基準を参酌して、当該地方公共団体で定めるものとしたものでございます。

なお、文部科学省令で定める参酌基準につきましては、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとなっております。

1枚おめくりいただき、資料の西東京市社会教育委員設置条例新旧対照表を御覧願います。左側が改正案、右側が現行の条例でございます。

第2条につきましては、社会教育法に合わせて文言の整理を行うとともに、社会教育委員の委嘱に当たっての基準を規定するものでございます。

第4条につきましては、第2条の改正にあわせて条例の整備をするものでございます。

条例の施行日は、「平成26年4月1日から施行する」としてあります。

また、経過措置といたしましては、現在の社会教育委員は任期が平成27年6月30日までと

なっておりますので、任期満了まで委員とすることを定めたものでございます。

以上でございます。

○竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○宮田委員 第2条の2項なんですけれども、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」というのは、ちょっとイメージが湧かないんですが、どういう方々がそういうことに該当するんでしょうか。

○山本教育部副参与兼社会教育課長 例えば公民館の活動の中で家庭教育にかかわる活動をされている方、そういった方たちから選出をさせていただいております。

○竹尾委員長 よろしゅうございますか。

○宮田委員 その家庭教育自身というもののイメージは、どんなイメージなんですか。

○山本教育部副参与兼社会教育課長 もう一つの考え方としては、今御説明いたしました公民館の家庭教育の活動だけでなく、もっと広く、例えば図書館の子どもたちに読み聞かせをするとか、そういったことを含めて、広く子どもたちが家庭の中で育っていく機会を与えられるような、そういう活動をしている人たちも含めてということで解釈しているところでございます。

○宮田委員 従来だったらお母さんが子どもに、乳幼児に読み聞かせしてあげたりしますよね。ところが、今は御両親が仕事で家にいなかったりする場合というのがあられるわけですね。そういう場合に、そういう読み聞かせをしてあげるような活動をしているような方々を家庭教育の向上に資する方々だと、そういうイメージでよろしいんですかね。

○山本教育部副参与兼社会教育課長 今御指摘のような方たちも含めて考えているところでございます。

○宮田委員 わかりました。

○米森委員 改正案の中で、2項が新設されたのは、従来「構成は」ということで決めてあったわけなんですけれども、この構成の中身が条例の中に置きかわったような理解でよろしいんでしょうか。

○山本教育部副参与兼社会教育課長 そのとおりでございます。

○米森委員 わかりました。

○竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論なしと認めます。

これより議案第2号 西東京市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例（申出）、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

---

○竹尾委員長 日程第4 議案第3号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○江藤教育長 議案第3号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分についての提案理由を説明申し上げます。

本議案につきましては、平成26年1月15日付の人事異動に伴う教育委員会の職員の人事について、緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、西東京市教育委員会事務委任規則第5条の規定により専決処分をしたため、同規則第6条の規定に基づき報告を行うものでございます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

- 竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第3号 西東京市教育委員会の職員の人事についての専決処分について、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

---

- 竹尾委員長 日程第6 議案第5号 平成26年度使用西東京市立中学校特別支援学級教科用図書の採択の一部変更についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

- 江藤教育長 議案第5号 平成26年度使用西東京市立中学校特別支援学級教科用図書の採択の一部変更についての専決処分について、提案理由を説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号及び西東京市教育委員会事務委任規則第2条第10号並びに学校教育法附則第9条に基づき、平成25年西東京市教育委員会第7回定例会におきまして採択されました平成26年度使用西東京市立中学校特別支援学級教科用図書のうち、文部科学省からの通知により品切れ等により供給不能となる図書が判明し、緊急を要し、教育委員会を招集する時間的余裕がないため、専決処分をいたしましたので、承認を得るため、本定例会に報告するものでございます。

詳細につきましては事務局より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

- 内田統括指導主事 議案第5号 平成26年度使用西東京市立中学校特別支援学級教科用図書の採択の一部変更についての専決処分について、教育長に補足して御説明申し上げます。

特別支援学級では、児童・生徒の発達段階や障害の程度等の必要に応じて検定を経た教科書以外の一般図書を使用することができます。この一般図書につきまして、12月17日付で東京都教育委員会より、平成26年度使用教科用図書の需要報告がされた一般図書のうち、絶版、在庫不足等により、その供給に応じられない旨が文部科学省初等中等教育局教科書課から通知があり、該当する一般図書につきまして、12月24日までに変更し、報告するよう依頼がありました。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、お手元の専決処分書を御覧ください。

供給できない一般図書は、田無第一中学校のI組と青嵐中学校特別支援学級の2年生社会科の教科書で、変更前は成美堂出版「調べ学習に役立つ日本の地図」を選定していましたが、帝国書院「中学校社会科地図」に変更いたします。

変更する教科用図書は、現在、通常の学級で中学1年生から3年間、地図帳として使われ

ているものでございます。これを特別支援学級の2年生社会科の教科用図書として使用するということでございます。

こちらの地図帳でございますが、地図情報だけでなく、多くの統計資料や写真、図などが掲載されており、特別支援学級の学習の中でも活用できることが選定の理由となっております。

なお、本件につきましては、12月17日に東京都教育委員会より通知があり、12月24日までに報告するよう依頼があった関係で、専決処分とさせていただきました。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○宮田委員 教科書選定は、相当一生懸命、多くの方々に関わっていただきながらやっているわけですが、そのことがあつという間に結局出版社によって覆されるような状況が今起きているわけですね。ということは、やっぱり選択したときに、次の年、たまたま継続するならば数年間の出版はちゃんと大丈夫でしょうねというふうにきちんと確かめてから選択しないと、一生懸命皆さん、市民の方々まで含んでやっていただいたことが無になってしまう可能性があるわけでありますので、もうちょっと出版社に慎重に対応していただきたいと思えます。

○内田統括指導主事 いただきました御意見につきましては、東京都の担当課を通して文部科学省のほうにも御連絡するように伝えていきたいというように考えております。

○竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論なしと認めます。

これより議案第5号 平成26年度使用西東京市立中学校特別支援学級教科用図書の採択の一部変更についての専決処分について、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

---

○竹尾委員長 日程第7 請願第1号 漫画本「はだしのゲン」の教育現場からの撤去を求める陳情、日程第8 請願第2号 「はだしのゲン」の自由閲覧の維持を求める請願書及び日程第9 請願第3号 『はだしのゲン』の自由閲覧を維持することを求める請願書は、同一の書籍に関する請願であることから、西東京市教育委員会会議規則第14条第2項の規定に基づきまして、一括して議題といたします。

なお、請願第2号 「はだしのゲン」の自由閲覧の維持を求める請願書については、本日、938人の追加署名簿が提出され、署名人数の合計は1,121になりましたので、お知らせいたします。

事務局から意見がありますでしょうか。

○内田統括指導主事 私から、「はだしのゲン」に関する請願について御説明いたします。

まず、漫画本「はだしのゲン」でございますが、汐文社より1巻から10巻まで発行してお

ります。

本市の蔵書状況でございますが、学校図書館におきましては、市立小学校19校中16校で第1巻から第10巻まで全巻蔵書しており、市立中学校におきましては9校全校で全巻蔵書しております。市立図書館は7館ございますが、6館において1巻から10巻まで蔵書しており、1図書館につきましては第2巻を除き蔵書しております。学校図書館、市立図書館のいずれも自由に閲覧できる開架の状況になっております。

学校図書館におきましては、児童・生徒に幅広い知識と教養を身につけさせるべく、さまざまな図書館資料が置かれることが必要となります。校長は、学校における教育活動をはじめとする校務について権限と責任を有しており、図書館資料の選定事務につきましても同様であります。教育委員会といたしましては、校長による図書館資料の選定事務が適切に行われるよう取り組んでまいります。

「はだしのゲン」は、作者みずからの体験や私的な見解を作者独自の表現により漫画として作品にしたものであり、これは客観性やバランスのとれた記述を求められる教科用図書とは異なるものであります。

なお、公立図書館では、一般公衆の利用に供するため、館長の権限と責任において資料の収集と提供を行っており、収集した資料は原則公開としております。

説明は以上でございます。

- 竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。
  - 森本委員 学校図書の選定は今校長がというふうにお話がありましたが、具体的にはどういう手順で進められていくのでしょうか、教えていただけますか。
  - 内田統括指導主事 学校では、学校図書館専門員と司書教諭が連携をして選定リストを作成したり、教員にアンケートを行ってリストを作成し、校長が決裁をして図書館資料を選定しております。
  - 米森委員 すみません、あわせて図書館の選定のほうも教えていただければ。図書館資料としてです。
  - 奈良図書館長 図書館の選定のほうですね。西東京市の図書館資料収集基準というのがありまして、これはホームページでも公開しているんですが、それに基づいて選定を行っております。
- 図書館の方向としては、国民の知る権利を保障するということで、正当な理由がない限りある種の資料を特別扱いしたりすることはなく、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり除籍したりということはしないという方針でやっております。
- 高橋委員 東京都の教育委員会の見解で、この「はだしのゲン」は「客観性やバランスの取れた記述が求められる教科用図書とは異なる」とありますけれども、この「はだしのゲン」が有害図書といったものに当たるかどうかについては、どういう見解を出しているのでしょうか。
  - 内田統括指導主事 東京都青少年・治安対策本部が条例に基づきまして不健全指定図書類、これを平成20年度から指定しております。この中で「はだしのゲン」は指定を受けておりません。

- 高橋委員 わかりました。
- 森本委員 先ほどの学校図書を選定ですけれども、その選定に当たって何か基準みたいなものは設けられているのでしょうか。
- 内田統括指導主事 基準は、具体的な要綱等はありませんが、まず、比較的使われている図書館資料が傷んだ場合は、それと同じものを選定しております。次に、話題になっている本や人気の図書について、図書館専門員や司書教諭等々がそれぞれの連絡会等で情報を共有して、そのことをリストアップしております。さらに、図書館専門員や司書教諭が各教員にアンケートをとって、その教員が授業で使うもの、学習に適しているもの等を選んで、そのものをリストに挙げて選定をしております。
- 竹尾委員長 よろしゅうございますか。
- 江藤教育長 先ほど図書館資料の選定に当たって校長が最終的に決裁をしてという説明がありましたけれども、学校が図書館資料を収集し、そこで選定する、その根拠というのはどこに――学校教育法、それから学校図書館法などがあると思うんですけれども、具体的にどういう根拠に基づいて選定が行われているかということの説明をいただければと思います。
- 内田統括指導主事 図書館資料の選定は校長の権限と責任によるものであるという法的な根拠でございますけれども、学校教育法第37条において、「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する」とされております。また、学校図書館法第4条におきまして、学校は「図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること」とされております。このことから、教育活動について校長は責任と権限を持つ者であり、学校図書館の図書館資料の選定事務についても同様に責任と権限を持つ者であると考えます。

以上です。

- 宮田委員 先ほど「はだしのゲン」がそれぞれの学校でどういう状況かという説明はあったんですが、それぞれの学校において自由閲覧ができるのかどうなのかについての状況はどういうふうになっているのでしょうか。
- 内田統括指導主事 蔵書している学校におきましては、その本について自由に閲覧できる状況になっております。
- 宮田委員 かなり古くから存在している本ですよ。その間、何かこの本を読んで影響があったというような状況というのは起こっているのでしょうか。
- 内田統括指導主事 教育委員会へのお問い合わせや学校からの情報として、そのようなことは現在のところはございません。
- 竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。

- 森本委員 私も今回初めて全10巻を読ませていただいたんですが、私自身は、本当に最初読み始めてすぐに、ちょっとつらいな、読み進めるのはつらいなと思ったので、多分これがなければ読まなかったかなと思うんですけれども、でも、実際に読み進めたら、ほとんど本当に一気に読んでしまったというところもあります。

恐らく子どもたちも多分この本について好みは分かれると思いますし、全巻読むにはかなりパワーの要る作品ではないかと思っています。ただ、今回出されているような、これが有

害図書に当たるかという点、作品全体の中に作者のすごい強い思いとかが、表現の中に出ているのは事実ですけども、決して興味本位で書かれたものではないということは明らかだと思えるんですね。それで、恐らく子どもたちはそれぞれの発達段階に応じてこの作品を受けとめることはできるんじゃないかと思っています。

また、学校図書館というのは、本来、教科書と違って、読まねばならぬ本ではないはずで、であるならば、本来、いろいろな、さまざまな本が混在しているべき場所だと思うんですね。だから、子どもたちにとって有害と認定されているわけではなく、しかも、学校現場の先生方が選んだ本であるならば、その選書自体は、私自身は尊重されるべきではないかと思っています。

また、今回は「はだしのゲン」という作品が上がってきましたけれども、この陳情に出されているような理由でほかの本も一冊一冊読んでいけば何かしらひっかかるところは幾らでも出てくるんじゃないかと思うんです。それをそのたびに持ち上げてチェックせよという話になるというのは、憲法に保障されています表現の自由ですとか、検閲を許さないというような理念にも反するものと私自身は思っています。

私としては、何よりも教育委員会というところで、このある一つの書物について、これがいいのか悪いのかということ判断すべきなのかなということは思っています。

これは、私の読んだ感想であり、私自身が思っているところなんです。

○竹尾委員長 ほかに討論はございませんか。——討論なしと認めます。

これより請願第1号 漫画本「はだしのゲン」の教育現場からの撤去を求める陳情、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手なし。よって、請願第1号 漫画本「はだしのゲン」の教育現場からの撤去を求める陳情、は不採択と決定しました。

次に、請願第2号 「はだしのゲン」の自由閲覧の維持を求める請願書、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手なし。よって、請願第2号 「はだしのゲン」の自由閲覧の維持を求める請願書、は不採択と決定しました。

次に、請願第3号 『はだしのゲン』の自由閲覧を維持することを求める請願書、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手なし。よって、請願第3号 『はだしのゲン』の自由閲覧を維持することを求める請願書、は不採択と決定しました。

---

○竹尾委員長 日程第10 報告事項に入ります。質疑は後ほど一括して行いますので、説明を順次お願いいたします。

○櫻井教育部長兼教育部特命担当部長 それでは、平成25年市議会第4回定例会に関しまして御報告いたします。

平成25年市議会第4回定例会は、11月29日から12月13日まで開催されました。

初めに、条例及び請願・陳情につきましては、今回、教育委員会関係はございませんでした。

続きまして、一般質問でございますが、12月2日から5日までの4日間行われました。教育関係では、6会派、19名の議員から質問がございました。主な内容でございますが、今回の定例会では小規模小学校の統廃合や学校の建替え・改修についての質問を多くいただきました。さらに、空調整備、教育計画策定、特別支援学級の新設・増設、いじめ対策についての質問をいただいております。そのほかの質問といたしましては、校庭の芝生化、不登校児対策、放課後子供教室、図書館での電子図書貸し出し、指定管理者制度導入についてなどがございます。詳細につきましては、後ほどお手元の資料を御参照願います。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

○竹尾委員長 次に、東京都教育委員会職員表彰についてを議題といたします。

○坂本教育部副参与兼教育企画課長 それでは、東京都教育委員会職員表彰について報告をいたします。

お手元の資料を御覧ください。

こちらにつきましては、東京都教育委員会が東京都の教育の発展、学術、文化の振興に貢献し、その功績が顕著で、かつ勤務成績の優秀な職員の功労をたたえ、これを表彰しているものでございます。

今年度は、本市から、45歳以上の部門として、柳沢小学校の川田弘子主任教諭が「保護者・地域との連携の推進」の功績により表彰されました。

なお、表彰式典につきましては、平成26年1月23日に港区南青山にございますホテルフロラシオン青山にて執り行われました。

以上でございます。

○竹尾委員長 次に、児童生徒数・学級数の状況についてを議題といたします。

○坂本教育部副参与兼教育企画課長 それでは、平成26年1月8日現在の児童・生徒数について報告させていただきます。

資料の児童生徒数・学級数の状況表を御覧ください。表面が小学校で、裏面は中学校となっております。

まず、表面のAの通常学級の表、一番上の表を御覧ください。合計欄の右下の部分でございますけれども、小学校19校で児童数は9,156名でございます。児童数は、昨年4月当初から比べますと2名の増となっており、前回報告いたしました昨年9月と比較いたしますと9名の減でございます。また、昨年の同時期の1月対比で見ますと101名の減となっております。その内訳でございますが、昨年の1月と比べて児童数が増えている学校、減っている学校がございます。増えている学校は、芝久保小学校が31名、保谷小学校が16名、上向台小学校が13名、ほかに増えている学校は2校でございます。逆に、児童数が減っている学校でございますが、泉小学校が32名、本町小学校が31名、東伏見小学校が21名減っておりまして、そのほか11校が昨年の1月対比で児童数が減っております。総数といたしましては、前回報告いたしました昨年9月と比較いたしますと9名の減でございます。

続いて、裏面を御覧ください。中学校生徒数でございます。1月8日現在で通常学級の生徒数合計が3,950名でございます。昨年の4月との対比では10名の増となっており、昨年9月と比較いたしますと1名の増でございます。また、昨年の同時期の1月対比で見ますと49名の減となっております。学校別に見ますと、昨年の1月と比べて生徒数が増えている中学校でございますが、田無第二中学校が31名、青嵐中学校が27名、ひばりが丘中学校が16名の増となっております。一方、生徒数が減っている中学校は、田無第三中学校及び明保中学校が40名、柳沢中学校が18名、田無第一中学校が13名、保谷中学校が10名、田無第四中学校が2名の減となっております。

全体を通しまして、児童・生徒数の増減は、各学校、地域によりまして、また年度によりましてばらつきがあるという状況でございます。

報告は以上でございます。

○竹尾委員長 次に、給食費の見直しについて（意見）を議題といたします。

○宮坂学校運営課長 報告事項（4）給食費の見直しについて（意見）について御報告をさせていただきます。資料を御覧ください。

西東京市の学校給食につきましては、安心・安全な給食を児童・生徒に提供できるよう取り組んでおります。給食費につきましては、小学校においては平成21年度改定以降、また中学校においては完全給食実施以降、据え置きとしております。本意見書につきましては、本年4月に予定されております消費税率の見直し、またこれまでの間の原材料費の高騰等から、給食費の見直しについて御審議いただき、御意見をいただいたものでございます。

恐れ入りますが、1ページをお開きください。「2 給食費改定の必要性について」では、「前回の給食費改定以降の原材料費等の上昇や食品の安全性の確保等、様々な状況を踏まえ、今回の消費税率の引上げによる、給食費会計への影響は大きいものと思われ、給食食材、給食内容の変更も想定されるため、必要に応じて給食費の改定が求められる」とされております。「しかしながら、平成26年4月以降の食材価格への影響について、現段階では明確ではないことや、保護者負担の増加等にも考慮し、給食費については、平成26年4月以降、一定の期間、検証を行うことが望ましい」とされました。また、この検証期間においては、「現行の給食費の中で、献立の工夫等により、現在使用している食材の安全性や品質を下げることなく給食を実施するとともに、給食費の引上げ額を必要最小限に抑えるための検証を行う必要がある」とされました。

恐れ入りますが、1ページおめくりください。次に、「3 給食費の改定時期について」でございます。「改定時期については、前述の検証を行ったうえで、慎重に判断することが望ましい」とされ、「改定回数については、平成27年10月に予定されている消費税率10%への引上げを視野に入れ、給食実施内容への影響にも鑑みながら、1回あるいは2回に分けての改定について、さらに検討すべき」とされました。

これらのことから、今回の意見書では、平成26年4月の消費税率8%引き上げの段階では、小中学校における現行の給食費の中で、食材価格の動向、給食食材及び給食内容への影響、給食費の引き上げ額を必要最小限に抑えるための工夫等について十分な検証を行った上で、適切な時期に給食費の改定を行う方向で取りまとめられました。

今後につきまして、本意見書の内容を踏まえ、十分な検証を行い、適切な時期に給食費の改定を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○竹尾委員長 続きまして、平成25年度成人式実施報告をお願いいたします。

○山本教育部副参与兼社会教育課長 平成25年度成人式実施報告について御報告申し上げます。

平成26年1月13日に保谷こもればいホールにおいて2回に分けて開催いたしました。第1回は午前10時から、第2回は正午から式典を開催いたしました。対象者数は2,162人、出席者は1,220人で行いました。出席率は56.4%でございます。参考までに、裏面に、平成13年度からの参加者の推移を掲載させていただいております。

以上でございます。

○竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○森本委員 前にも聞いていたならごめんなさい。中学校の第1学年の青嵐中学校と田無四中は人数に40人の差があるんですけども、どちらも学級数が5クラスなんですけど、青嵐中が152人で5クラスというのは何か意味があるんでしょうか。

○坂本教育部副参与兼教育企画課長 第1学年につきましては、1クラスが35名が定数になっています。今、中1だけは東京都の学級編制で35名となっております。40名ではないので、35名掛ける4では、140名を超えると5クラスですね。

○森本委員 そうすると、四中は反対に6クラスにできるのに5クラスにしているということなんですか。35定員だったら6でいいわけですよ。

○坂本教育部副参与兼教育企画課長 そうですね。

○森本委員 これは学校が選んで5にしているということですか。途中で増えたとかですか。

○坂本教育部副参与兼教育企画課長 学校側の選択で、チームティーチングを選択しているんですね。クラス数を増やすかクラス数を維持して先生を加配でもらうかというところは学校側が選択をいたしますので、機械的に必ず1クラス増ではなくて、学校の方針の中で選んでいるということでございます。

○森本委員 わかりました。ありがとうございます。

市議会のほうでもいろんな質問がありましたけれども、特別支援学級についての質問等もあります。今、特別支援に向けての「保護者の皆様へ」というチラシがありますよね。

「楽しい学校生活のために」というチラシがあるんですけど、そのチラシっていうのはどういった場面で配られているのか、おわかりでしたら教えていただきたいんですが。

ごめんなさい、私、前もって言うておけばよかったんですけども。今、手元にないんですが。前に一度、教育支援課のほうでいただいた――

○櫻井教育部長兼教育部特命担当部長 気づきのチラシもありましたかね。

○森本委員 多分、タイトルとしては「保護者の皆様へ 楽しい学校生活のために」というチラシで、特別支援、こういう場合にはこういう学校がありますよみたいな御紹介が表裏でなっているチラシがあったんですね。それを見たとき、「保護者の皆様へ」と書いてあるので、一体いつの時期にどういう対象のところに配られているんだろうと思ったんですが。

○渡部教育支援課長 ちょっと今詳細のものが手元にないので、申しわけございません。

- 森本委員 もしわかったら次回教えていただければと。
- 渡部教育支援課長 次回までに調べておきます。
- 森本委員 あともう1点、すみません。やはり市議会でもあったんですが、放課後子供教室についてですが、この現状というのは、今現在、何校で、こういった事業がされているかというのわかりますでしょうか。

- 山本教育部副参与兼社会教育課長 放課後子供教室につきましては、小学校全校でまず従前の遊び場開放を実施しているところでございます。それから、いわゆるかばんを一旦家におろして学校に出直すということをしなくて、学校に登録——学校というか、施設開放運営協議会に登録することによって、そのまま遊び場に参加できる、自由遊びに参加できる、また学習活動、体験学習に参加できるという学校が現在3校となっております。住吉小学校と東小学校、それから今年の10月から芝久保小学校が実施しているところでございます。

内容としては、体験学習については、さまざま運営協議会が工夫していただいているんですが、例えば学習関係で言うと、英語の学習、音楽の学習、それからダンスの学習等がございます。それから、体験につきましては、伝承遊びというんでしょうか、昔、子どものころ私どもがやっていたようなことを皆さんでやるとかですね。それから、球技と言ったほうがよろしいでしょうか。一定のルールに基づいて行う球技をやるとかですね。さまざまな工夫をして取り組んでいただいているところでございます。

私からは以上です。

- 森本委員 今おっしゃった体験とか学習活動についてなんですけれども、今の現状だと、いわゆる学校施設開放運営協議会の力によって——変な言い方ですけども、そこが動いてくださる地域はそういう活動があるけれども、そうでないところはできていないという現状にありますけれども、その辺については今後の何か展望みたいなものはあるんでしょうか。
- 山本教育部副参与兼社会教育課長 今御指摘のとおりで、学校施設の運営協議会の企画力というんでしょうかね、そういったものでこの事業はかなり進捗が変わってくるだろうという理解はしてございます。

それで、一番問題になっているのは、どういう事業を行うのか、あるいは指導者をどうするのか、この2点でございます。この辺につきましては、今後の課題としましては、公民館との——嘱託の専門員等がございますので、そちらとも連携を図りながら、この事業の展開について、もう少し広くできないかということは今事務局方で調整に入ったところでございます。

- 森本委員 ありがとうございます。

そういう公民館との連携もですけども、希望というとあれなんですけれども、例えば学校側の意に沿うような形で——学校側というのは、やはりその機会に例えば補習的なことですとか、そういうことをやってほしいというような面もあると思うんですね。そういう意味で、学校側が、ここの学校は例えばそろばんをやりたいとか書道をやりたいとか、何かそういうような学習を学校側の意図を酌み取ってやっていくというような方向では特に考えてはいないですか。

- 山本教育部副参与兼社会教育課長 今の御指摘の件ですが、ある学校では、先ほど英語のお

話をさせていただきましたが、英語については、学校側との調整で、学校側の意向として英語がということで、今年については英語を実施しているという報告をいただいております。

- 森本委員 それは、こちらとして積極的に働きかけるというよりは、学校側でそういう意向があればですし、変な言い方ですけども、学校に意向があっても、その施設開放運営協議会が動いてくださらないと先には行かないわけですよ、現状は。その辺について何かもうちょっとシステムとして——学校にこういう意見があれば、それに沿うように施設開放運協がやるにしても、そこがもっとスムーズにできるような形というんですか、もうちょっと市としてやりやすいように、運協の負担がそんなにならないような形でできるような方向というのは今のところ特にはないでしょうか。

- 山本教育部副参与兼社会教育課長 施設開放運営協議会には、学校側では副校長が学校を代表して入ってございます。したがって、運営協議会の中で学校の意向は副校長を通して話がされているというふうに理解してございます。

運営協議会自体は、地域の方、さまざまな活動をやっている方たちが入っていただいております。したがって、学校が発言力が一番あるとか、そういう立場ではございませんので、民主的に考えて実施していくということです。

しかしながら、会場の問題とかがありますので、その辺につきましては学校側と十分調整しながら進めていきたいというふうに考えております。

- 渡部教育支援課長 すみません。先ほどは失礼いたしました。「楽しい学校生活のために」のパンフレットでございますが、これは4月に各小中学校全員の保護者の方に配らせていただいているものでございます。特別支援教育の啓発ということを含めまして配らせていただいているところでございます。

- 森本委員 ありがとうございます。

- 高橋委員 今、森本委員からお話があったことと少し関係あるんですけども、中学校の補習授業についてお伺いしたいんですが、市議会でも質問にあったと思うんですが、外部人材の活用について、どのような仕組みになっているのか。有償ボランティアということがあると思うんですけども、その有償ボランティアをどのように学校側が活用していけるのかとか、学校から要請して有償のボランティアを配置してもらえるのかどうか。それから、今現在、その有償ボランティアによる補習などを行っているのかどうかということについてお伺いしたいんですが。

補習は中学でしていただきたいという声が保護者の方からたくさんありまして、やっぱり中学校によって、やっていただいていたたり、全くやっていただいていたたりと。教科によっても違いますし、さまざまな状況なので、それに関してお伺いしたいんですけども。

- 内田統括指導主事 中学校の補習授業につきましては、各学校ごとに、例えばPTAの協力を得ながら大学に依頼をかけて学生の方のお手伝いを募ったり、あるいは地域の方にお声かけをして放課後に曜日等を決めまして補習をやっている学校もあると。学校ごとに対応しているところでございます。

有償ボランティアでございますが、地域教育協力者活用事業の謝金がございます、この中にそういった補習授業にかかわる有償ボランティアの方の規定がございます。その規定に

基づきまして有償でボランティアをお願いして、その費用につきましては学校からの申請に基づきまして教育指導課のほうで各学校にそれぞれ配当しているところでございます。学校は、その配当されたものを使いまして――今言った補習授業にも使いますが、地域教育協力者活用事業の謝金につきましては、そのような補習で使う場合もございますし、中学校では、どちらかというと主に部活動の外部指導員の方の有償ボランティアの謝金に使うことのほうが多くなります。

以上です。

- 高橋委員 そうすると、やっぱり制限というか、ありますよね。補習学習の方までは回らないとか、やっぱり部活動のほうで主に使われてしまって、そっちまではなかなかいかないというような、予算の関係でしょうけれども。
- 内田統括指導主事 それぞれ学校から申請があって、全体を集約した中で学校ごとに配当額を決めております。学校は、その配当された額の中で、部活動に充てる分ですとか補習授業に充てる分ですとか、それぞれ学校需要に基づいてどの程度地域謝金を活用するかというのは決めているので、お金が幾らでもあれば、それぞれ十分学校の思ったとおりでできる場所なんですけれども、一応限りというか、上限の中で、限りある中で学校がそれぞれ工夫して予算を活用しているところでございます。
- 高橋委員 本当に中学によっては、地域協力の方がチラシを大学まで張りに行って、そこで大学生のボランティアを募って――学校というよりも地域の応援団という形で、大学まで行ってチラシを張って、そこでボランティアを募って、大学生が放課後に教えに来てくださっているということもあって、そういった協力者がいらっしゃる中学校は本当に幸せだと思うんですけれども、もう少し市として補習授業に、何とか応援できないものかなと思いたので、今ちょっとお聞きしたんですけれども。
- 内田統括指導主事 来年度、平成26年度でございますが、夏休み期間中に、各学校、各学年、全学年で、5日以上、長期休業中に補習授業をするように教育課程説明会の中で各校に伝えたとところでございます。国語、数学、理科、社会、英語の5教科につきましては、全学年で5日以上実施するように今進めているところでございます。
- 高橋委員 それは中学ですか。
- 内田統括指導主事 小学校1年から中学校3年、全部で。
- 高橋委員 よろしく願いいたします。
- 宮田委員 表彰で、川田さんという方ですが、「保護者・地域との連携の推進」で表彰されたということですが、どのような連携を推進したんでしょうか。
- 坂本教育部副参与兼教育企画課長 今回のこの表彰理由の中に、長年にわたりまして生活指導主任として保護者及び地域対応を大変丁寧に行ってきたこと。また、家庭、地域に信頼される学校づくりを進めてきたこと。特に最近では、特別支援コーディネーターとして、通常学級における特別支援を要する児童への指導を全教員の共通理解のもとに組織的に行い、児童が落ちついて学校生活を送ることができるようになってきているということで、また保護者や地域の方からも大変信頼されているということが受賞理由となっております。
- 宮田委員 そうしますと、川田先生は長年柳沢小学校に勤務されて、そして地域の方々との

連携を図ってきて、そこで信頼が生まれた、そういうことと考えてよろしいのでしょうか。

- 内田統括指導主事 平成19年に異動してきて、今年で7年目になる教員でございます。保護者の方、あるいは地域の方から学校にいろいろお問い合わせがあったときに、大変対応が丁寧で、説明もわかりやすく、保護者の方からいろいろ御意見いただいても、その意見をうまく生かして、学校と地域のうまくつなぎ役になっていただいている先生でございます。また、地域のさまざまな青少年育成会の活動等にも積極的に参加して、自分も参加するだけでなく若手の教員にも声をかけて、学校全体で地域の活動に参加できるように声をかけるなど、そういった組織を通じて地域と学校の間をつなぐような役割も果たしている先生だというふうに聞いております。
- 宮田委員 大変こういふことをされるのはいい先生だと思いますので、是非、都でこうなりましたと、ほかの小学校、中学校の先生が「川田さんって誰」というようなことではなくて、誰でも知っていて、こういうふうにすればいいんだなというようなPR、それからどういふふうにしたら地域と根づくのかというようなノウハウを教えてあげてほしいんですね、ほかの地域のほかの学校にですね。是非よろしくお願いします。
- 竹尾委員長 いかがですか。
- 清水教育指導課長 とても力のある教員です。ただし、今年退職となっております。
- 宮田委員 45歳で。
- 清水教育指導課長 「45歳以上」の種別ですので、年齢的には今年で退職の教員ですが、今、統括指導主事から申し上げたように、生活指導主任としても非常に経験があり、例えばそういった生活指導主任会等の中で、他校の生活指導主任に対してもいろんな形で助言をしたり、あるいは自分の経験を語ったりする中で、生活指導主任を通して他校にそういった実績等や知識、経験等を広めているというふうに考えております。
- 米森委員 給食費の関係でちょっと御質問ですけれども、私も存じ上げないのであれなんですけれども、コストがこのままで上がったり、消費税、転嫁できないと、フルコストをもし回収するとすればかなり厳しいと思いますけれども、現在のコストの中、例えば公的な資金といますか、お金が、どこか面倒見ている部分とかもあつたりするのでしょうか。それともフルに。例えば調理員の方が委託費で支出が別だとか。今、270円ですかね、小学校。それは、食材費とか、いろいろありますよね。そういう中で何かカバーできるような余地というのもあるのでしょうか、工夫の中で。
- 宮坂学校運営課長 現在、西東京市では、低学年、中学年、高学年の三つに分けて、今、低学年から243円、256円、269円と、四捨五入するとおおよそこのような数値になっております。この金額につきましては、多摩26市の中ではかなり高いほうの金額に入っております。各自治体において、今お話ありましたように、補助制度については、設けているところもございまして、設けていないところもございまして。

本市におきましても、前回、平成21年度に給食費の改定を行った際、給食費の見直しの理由としましては、食材の高騰、外国食材の偽装によりまして国産食材への転換、それから合併以降7年間据え置きであるといったこと、また、平成23年度に新学習指導要領の改訂がございまして、ここへの経過措置ということで、既にこの時点で授業日数が変わっておりますし

たので、給食の回数も変えると。こういった理由がございまして見直しを行いましたもので、この際には、市のほうも補助制度を創設しまして、1年間補助の制度を行ってまいりました。基本的には、前半の半年が上限額満額、後半の半年については2分の1と。

そういった対応をしてまいりましたけれども、今回の審議会の中では、このたびの消費税、大きな理由とします見直しに当たっては、市税を投入するのではなく、やはりできる限り受益者負担に基づいて対応していただけないかと。その中で、現在もかなり栄養士のほうでは献立をつくる中では工夫を行っておりますけれども、この工夫をさらに検証期間行っただいて、その間に本当に必要最小限の見直し金額を出していこうと、こういった話になったところがございます。恐らく消費税が3%上がったら3%、5%上がったら5%増額してもいいのではないかとといった御意見も、もちろん保護者の中にいらっしゃると思いますけれども、やはり低所得の方への配慮、こういったものも十分検証した上で、必要最小限度の見直しをかけていきたいということでございます。

なおかつまた、これも審議会の中で出されましたけれども、昨年10月に消費税率の見直しが閣議決定されたわけですが、ただ、軽減税率についてはまだはっきりした内容が伝わってきておりません。実際にこの詳細が見えてくるのが恐らく平成26年の12月頃ではないかと思っております。しかし、これも報道を通してのみの話ですので、明確ではありません。引き続き検証結果と、このような情報も参考にしながら見直しにあたっております。

○米森委員 わかりました。

○宮田委員 子どもは、将来、ここに居る人ほとんど、70ぐらいになったときに今の小中学生にサポートされるわけですね。それですので、私は、全部自己負担というよりも、公的負担もあわせて、よりおいしいものを、健やかに育つものを是非、努力してもらいたいと思うんです。それで、健やかに、よく育てば、我々が結局サポートされるわけですからね、現在の状況は、それで是非お願いしたいと思います。

それにつきましては、最近、O-157といいますか、いろいろ食の問題というのが出ていますね。広島で、つい最近ですが、300人以上が感染しました。あれは一つの給配所から全部出してという話と、それからもう一つは、パンが食材で、それぞれの学校で作りながら大勢が感染したということに、そういうある種の悲劇といいますか、大変なことが起こっているわけですが、当然それぞれの学校で調理しているのは、やっているとは思いますが、今はやっていますので、是非注意の上にも注意を喚起するようにお願いしたいと思います。従来より以上に注意をしていただきたいと思います。この乾燥しているとき、特になかなか菌が死なないというふうに言われておりますので、その辺の具体的な何か指示ということはされていますか。

○宮坂学校運営課長 それでは、まず、給食の関係でございまして、現在、給食にしましては、私会計ということで全て受益者負担となっております。調理、そして親子方式ですので小学校から中学校への搬送、これらについては全て公費で行っております。

それから、O-157等、こういった関係でございまして、当然、各学校へは、浜松、あるいは広島と、こういったたびに学校長宛てに指示を出すとともに、特にこの乾燥期につきましては、ノロウイルス対応とインフルエンザ対応については、学校長会、副校長会等で

も特に御連絡をしているところでございます。また、ノロウイルスにつきましては、今回のケースのように、学校給食で発生しますと食中毒といったことにもなりかねませんので、西東京市におきましては、昨々年度ですか、学校給食におけるノロウイルス対応といったものを策定しております、これを全校に配布するとともに、また、ノロウイルスの本人に対する早期対応はもちろんのこと、本人が出しました嘔吐物等によつての拡大防止という意味合いで、それをできるだけ早く塩素系のもので――次亜塩素酸ナトリウムというんですけども、こういったものを使いまして消毒をするときに、使い捨てのかっぱとか靴を履くものとか、こういったものを身につけて早急に消毒を済ませて、そのまますぐ捨てられるように指示しております。これをいかに速くするかが拡大防止につながりますので、こういったものも各学校のほうに配備をしております。したがいまして、あとは学校の中でまたこういったものを注意喚起していただくように、我々のほうも努力しているところでございます。

以上でございます。

○竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

以上で報告事項を終わります。

---

○竹尾委員長 日程第11 その他、を議題といたします。教育委員会全般についての質疑を受けたいと思います。

○高橋委員 成人式のことなんですけれども、今回初めて中学生にパフォーマンスしていただいたということで、とてもこの取り組みは今までにない取り組みですばらしいことだったと思うんですけれども、中学生、特に和太鼓のほうはいいんですが、吹奏楽の子どもたちについて、やはり成人式ということで、新成人の方々、ちょっとざわついて聞いていらっしゃる。それはしょうがないことだと思うんですけれども、久しぶりに会うのでね。ただ、中学校のほうでは、やっぱりしーんとした中で演奏できるものと思って中学生は練習していたそうなんです。なので、そこがちょっと残念だったかなというふうに、どうしても中学生に対してはかわいそうだったかなというふうに思ったのと、今度、来年ももしされるのであれば、順番をちょっと考えていただきたいかなと思うのと、それから、来年度以降、この中学校のパフォーマンスについて、持ち回りにするのかなとか、そういったことに対して検討されているのかどうかだけお伺いしたいと思うんですが。

○山本教育部副参与兼社会教育課長 まず、式の初めのアトラクションにつきましては、今御指摘がありましたように、今年度初めて出身中学校であります中学生の演奏という取り組みをさせていただきました。今年度につきましては、何分初めて実施した関係がありまして、この準備を整えられる学校ということで実はお願いをさせていただきました。それぞれ1回目と2回目につきましては、1回目の対象地域である中学校の中から1校、それから第2回については第2回の対象地域である中学校から1校という選考基準をいたしました。

来年度以降につきましては、私どものほうで聞いた限りでは、かなり皆さんよかったという御発言もいただきましたので、この区域の中でのになります、できるだけ持ち回りで順番でできる学校から出ていただきたいというふうに考えているところでございます。

それから、和太鼓のときには、御指摘がありましたように、挨拶が入った段階で会場がし

一んとなったというのが印象的でした、非常に。2回目のときは少し確かにざわつきがあったというのも確かでございます。この辺については非常に難しいところがありまして、この辺は課題とさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○高橋委員 よろしくお願いいたします。

○竹尾委員長 今年の成人式——去年までは代表が1人挨拶したんだけれども、今年はその出身校の中学校から一人一人やりましたね。あれは非常によかったですね。

○宮田委員 よかったですね。

○竹尾委員長 よかったです。

ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

---

○竹尾委員長 次に、議案第4号 西東京市立学校長及び副校長に関する措置等について及び報告事項(5) 西東京市公立学校職員に関する処分については、先ほどお諮りしましたとおり、個人情報にかかわる案件でございますことから、西東京市教育委員会会議規則第13条第1項ただし書きの規定に基づきまして、会議を秘密会とさせていただきます。

恐れ入りますが、関係者以外の方は退席をお願いいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

午後 3 時 24 分 休憩

午後 3 時 39 分 再開

○竹尾委員長 休憩を閉じまして、定例会を再開いたします。

以上をもちまして平成26年西東京市教育委員会第1回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後 3 時 39 分 閉会

---

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員